

プレゼント付き 定期積金

JAおやま

フレッシュ キャンペーン

キャンペーン期間

平成30年 4/2(月) ▶ 5/31(木)

キャンペーン対象商品ご契約の **すべての方にプレゼント**

給付契約額

100万円未満



ランチョンマット

給付契約額

100万円以上



ちょきんぎょプレート

○商品名 定期積金(定額式・目標式)
○契約期間 2年以上
○契約額 36万円以上
○対象者 個人のお客様

○税金 20.315%(国税15.315%・地方税5%)*
の分離課税となります。
*平成49年12月31日までの適用となります。
○中途解約 満期日前に中途解約された場合は、当JA
所定の中途解約利率を適用いたします。

お問い合わせ・ご相談は、お近くのJA窓口までお気軽にお尋ね下さい。

 **JAおやま**

<http://www.ja-oyama.or.jp/>

裏面もご覧ください ▶

大谷支店 : 0285-27-0298
大谷南支店 : 0285-28-0013
間々田支店 : 0285-45-1210
生井支店 : 0285-45-0581
寒川支店 : 0285-38-1003

中支店 : 0285-38-0004
穂積支店 : 0285-38-2002
豊田支店 : 0285-37-0003
大谷北支店 : 0285-22-0519
絹支店 : 0285-49-1212

桑支店 : 0285-22-0980
小山支店 : 0285-22-0010
石橋支店 : 0285-53-1344
国分寺支店 : 0285-44-1115
野木支店 : 0280-56-0083

商品概要説明書

「JAおやま フレッシュキャンペーン2018」

(平成30年4月2日～5月31日 適用)

1. 商品名	・定期積金（定額式・目標式）
2. 販売対象	・個人のお客様。
3. 期 間	・2年以上7年以下
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 契約金額 (3) 払込単位 (4) 預入方式	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・先掛による前納はできません。 ・36万円以上（給付契約額） ・1円単位 ・証書式、通帳式
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%） [*] の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭に表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	－
8. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 ○初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合・・・解約日における普通貯金利率 ○初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合・・・当初契約時の年利回り×60% 〔ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします〕
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または企画管理部内部統制課（電話：0285-25-3710）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JAバンク相談所（電話：028-616-8555）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 【埼玉弁護士会】（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。